議会議案第11号

加賀市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年9月25日

加賀市議会議長　　山　口　忠　志　様

提　出　者

加賀市議会議員	稲　垣　清　也	加賀市議会議員	中　川　敬　雄
〃	植　木　陽　祐	〃	南　出　貞　子
〃	髙　橋　菜見子	〃	上　田　朋　和
〃	福　永　哲　也	〃	辰　川　志　郎
〃	上　野　清　隆	〃	中　谷　喜　英
〃	若　林　　高	〃	林　　直　史
〃	荒　谷　啓　一	〃	林　　茂　信
〃	東　野　真　樹	〃	林　　俊　昭

加賀市議会基本条例の一部を改正する条例

加賀市議会基本条例(平成23年加賀市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「同一の理念及び政策」を「政策を中心とした同一の理念」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第12号

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備についての意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年9月25日

加賀市議会議長　　山　口　忠　志　様

提　出　者

加賀市議会議員	若　林　　高	加賀市議会議員	南　出　貞　子
〃	植　木　陽　祐	〃	上　田　朋　和
〃	髙　橋　菜見子	〃	辰　川　志　郎
〃	福　永　哲　也	〃	稲　垣　清　也
〃	上　野　清　隆	〃	中　谷　喜　英
〃	荒　谷　啓　一	〃	林　　直　史
〃	東　野　真　樹	〃	林　　茂　信
〃	中　川　敬　雄	〃	林　　俊　昭

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備についての意見書

愛知県一宮市で昨年5月、妊婦が車にひかれて死亡し、緊急帝王切開で出生した子に重篤な障害が残るという痛ましい事故が発生した。運転手は、死亡した妊婦に対する「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（以下「自動車運転死傷処罰法」という。）違反で起訴され、実刑判決が確定したが、事故当時に胎児であった子に対する自動車運転死傷処罰法違反での起訴は行われなかった。

一般に、胎児は、刑法や自動車運転死傷処罰法において客体である「人」そのものではなく、母体の一部を構成するものと解されている。下級審の裁判例では、妊婦が交通事故で被害を受け、その後出生した子に死亡又は傷害の結果が生じた場合、母親に対する罪とは別に、子に対する業務上過失致死傷罪の成立を認めた事案が見られるものの、その数は少なく、交通事故等による加害行為で重大な被害を受けた胎児が十分な法的評価を受けているとは言い難い。

上記事故の被害者家族は、出生した子も被害者として扱うよう訴え、この遺族の思いに賛同するオンライン署名は13万筆を超えた。現在、胎児が交通事故等で被害を受けた場合の法整備を求めるオンライン署名活動が遺族により行われており、4万筆近くの賛同を集めている。こうしたことからも、現行制度の在り方に対する見直しを求める国民の意識の高まりがうかがわれる。

医療技術が進展し、出生前の段階で胎児の生育状況が把握できるようになったことも踏まえると、被害の発生時点によって法的評価や取扱いに大きな差が生じる状況は、命の尊厳や公平性、被害者救済の観点から課題があると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、交通事故等において、母体への加害行為により胎児にも影響が及び、出生後に傷害や死亡の結果が発生する事案について、関連する法制度や議論を精査し、胎児の法的保護に係る規定の整備に向けた検討を進めるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第13号

「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への2030年登録に向けた「温泉文化」の保護・継承等への支援及び発信を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年9月25日

加賀市議会議長　　山　口　忠　志　様

提　出　者

加賀市議会議員	上　田　朋　和	加賀市議会議員	南　出　貞　子
〃	髙　橋　菜見子	〃	辰　川　志　郎
〃	福　永　哲　也	〃	稲　垣　清　也
〃	上　野　清　隆	〃	中　谷　喜　英
〃	若　林　　高	〃	林　　直　史
〃	荒　谷　啓　一	〃	林　　茂　信
〃	東　野　真　樹	〃	林　　俊　昭
〃	中　川　敬　雄		

「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への2030年登録に向けた「温泉文化」の保護・継承等への支援及び発信を求める意見書

「温泉文化」は、「自然の恵みである温泉に浸かり、心と体を癒す」という、日本人に根付いている社会的慣習である。この「温泉文化」は、昨年11月28日に開催された文化庁の文化審議会無形文化遺産部会での選定の後、ユネスコ無形文化遺産(人類の無形文化遺産の代表的な一覧表)への登録の国内候補に決定され、今後、ユネスコでの審議を経て、2030年の登録が見込まれている。

とりわけ本県は、加賀温泉郷や和倉温泉、白山の湯治文化などを有する全国有数の温泉県であり、これらは重要な観光資源であるほか、地域の暮らしや伝統行事とも深く結びついた大切な文化的財産となっている。また、2024年には山中温泉にて「温泉文化シンポジウム」を開催するなど、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運醸成にも努めてきたところである。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行に加え、観光需要の変化や人手不足、相次ぐ自然災害等により、温泉地を取り巻く環境は厳しさを増している。とりわけ本県においては、令和6年能登半島地震によって和倉温泉を始めとする能登の温泉地に甚大な被害が生じ、被災からの復旧・復興はいまだ道半ばである。

こうした中、「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録が実現すれば、国内外へ本県及び日本の温泉文化の価値と魅力を発信し、地域活性化や被災温泉地の復旧・復興、国内外からの観光誘客の大きな契機となるものである。日本各地で温泉を起点に魅力ある地域資源を活用した観光・地場産業が成長することで、強い地域経済が構築され、地方創生の推進にも大きく寄与することが期待される。

また、文化審議会の答申では、「ユネスコでの審議までの期間を生かして国内でその内容についてより幅広い層と共有していくことが期待される」とされている。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に措置を講ずるよう、強く要望する。

記

1 「温泉文化」の保護・継承に資する活動への支援を行うこと。
2 「温泉文化」を生かした地域活性化の促進を図ること。
3 温泉をハブとした文化観光・周遊観光の促進を図ること。
4 温泉への入浴や療養の効果について、医科学的な調査研究への支援を行うこと。
5 国内外に向けた「温泉文化」に係る情報発信を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第14号

オウム真理教(現Aleph・ひかりの輪・山田らの集団)に対する観察処分の更新等を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年9月25日

加賀市議会議長　　山　口　忠　志　様

提　出　者

加賀市議会議員	上　田　朋　和	加賀市議会議員	中　川　敬　雄
〃	髙　橋　菜見子	〃	南　出　貞　子
〃	福　永　哲　也	〃	稲　垣　清　也
〃	上　野　清　隆	〃	中　谷　喜　英
〃	荒　谷　啓　一	〃	林　　直　史
〃	東　野　真　樹	〃	林　　茂　信

オウム真理教(現Aleph・ひかりの輪・山田らの集団)に対する観察処分の更新等を求める意見書

オウム真理教(現Aleph・ひかりの輪・山田らの集団)は、過去に数々の無差別大量殺人事件を引き起こし、社会に大きな不安と衝撃を与えた。

同団体のうち、Aleph及び山田らの集団においては、今なお、地下鉄サリン事件などの首謀者であった教祖の写真を修行道場等に掲げ、信徒に対して絶対的帰依を扶植しているほか、ひかりの輪においては教祖に関係があるとする仏画を修行道場内に掲げていることなどが確認されている。

本県を含む15都道府県に拠点施設を有し、国内に約1,600人もの信徒を抱えて活動を続ける同団体は、一般市民にとって脅威でしかなく、地域住民は恐怖と不安を抱きながら日々の生活を送っている。

このような状況の中、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分の期限が来年1月に迫ってきており、その更新を多くの地域住民が望んでいる。

同法では、法の廃止を含めた5年ごとの見直しや、3年を超えない期間を定めた観察処分が規定されているが、同団体の監視のために同法の存続と確実な観察処分の適用を望む地域住民は､その期限が近づくたびに大きな関心を持って注視している。

よって、国におかれては、県民の不安を払拭し、安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、同法に基づく次回9回目の観察処分期間の更新を確実に行うことはもとより、同法に定める5年ごとの見直し規定及び観察処分に期限を設ける規定を廃止するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第15号

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の改正趣旨を踏まえた支援策の確実な実施を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年9月25日

加賀市議会議長　　山　口　忠　志　様

提　出　者

加賀市議会議員	南　出　貞　子	加賀市議会議員	中　川　敬　雄
〃	髙　橋　菜見子	〃	上　田　朋　和
〃	福　永　哲　也	〃	辰　川　志　郎
〃	上　野　清　隆	〃	稲　垣　清　也
〃	若　林　　高	〃	中　谷　喜　英
〃	荒　谷　啓　一	〃	林　　直　史
〃	一　色　眞　一	〃	林　　茂　信
〃	東　野　真　樹	〃	林　　俊　昭

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の改正趣旨を踏まえた支援策の確実な実施を求める意見書

人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児・者は近年増加傾向にあり、その介護を行う家族を含め、社会全体で支援する取組が求められている。

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が議員立法により成立し、医療的ケア児が日常生活及び社会生活を営むために必要な支援は徐々に整備されつつある。しかし、これまで同法の支援対象は18歳未満の医療的ケア児に限られており、成人になると支援が途切れてしまう、いわゆる「18歳の壁」が課題となっていた。また、医療的ケア児と同様の支援を必要とする重症心身障害児・者についても支援対象となっていなかった。

こうした課題に対応するため、本年7月に同法が改正され、成年に達した医療的ケア児や、18歳以上で医療的ケアが不可欠であり、かつ、これにより自立した生活を営むことが困難な状態にある者、重症心身障害児・者が新たに支援対象として追加された。また、レスパイトや通学支援等の日常生活支援を始めとする支援施策の充実に向けた規定などが盛り込まれたところである。これは、成人した医療的ケア者等が日常生活及び社会生活を営むことができる社会の実現に向けての大きな一歩であり、当事者やその家族からも大きな期待が寄せられているところである。

一方、改正法の趣旨を踏まえた具体的な支援策については、現在国において検討が進められているところであるが、成人となる医療的ケア児や重症心身障害児が増加する中、社会全体で切れ目のない支援体制を構築することは喫緊の課題であり、来年4月の改正法施行に向け、万全の準備を進める必要がある。

よって、国におかれては、来年4月の改正法施行時において医療的ケア者等への切れ目のない支援が確実に実施されるよう、具体的な施策を速やかに講ずるとともに、支援の実施を担う地方公共団体を始めとする関係者に対する適切な情報提供や、支援にあたり必要な予算を措置するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第16号

国の予算編成見直しに当たり必要な対応を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年9月25日

加賀市議会議長　　山　口　忠　志　様

提　出　者

加賀市議会議員	南　出　貞　子	加賀市議会議員	中　川　敬　雄
〃	髙　橋　菜見子	〃	上　田　朋　和
〃	福　永　哲　也	〃	稲　垣　清　也
〃	上　野　清　隆	〃	中　谷　喜　英
〃	荒　谷　啓　一	〃	林　　直　史
〃	東　野　真　樹	〃	林　　茂　信

国の予算編成見直しに当たり必要な対応を求める意見書

現在、国は「骨太の方針2026」に基づき、必要な予算は可能な限り当初予算で措置する方向で予算編成を検討しているが、この見直しは、民間事業者や地方公共団体の予見可能性の確保に資する一方で、地方公共団体の予算編成の在り方や財政負担に影響を及ぼすおそれがある。

地方公共団体においては、社会保障関係費の増加や物価高への対応、人口減少対策、防災・減災や国土強靱化の推進、大規模災害からの復旧・復興など、財政需要の更なる増加が見込まれる中、引き続き地方公共団体が地方の実情に沿った行政サービスを安定的に提供していくためには、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、必要となる地方交付税等の一般財源を増額確保、充実することが不可欠である。

よって、国におかれては、予算編成の在り方を見直すにあたり、地方公共団体が増大する財政需要への対応や行政サービスの安定的な提供を今後も可能にするため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

1 令和9年度の予算編成においては、公共事業や補助事業など、例年補正予算で措置されてきたものも含め、必要な事業量に対する十分な予算を当初予算で確保すること。
2 補正予算では、補正予算債などの地方に有利な財政措置により地方負担の軽減が図られてきたことを鑑み、当初予算での計上により地方公共団体の実質的な財政負担が増加しないよう、所要額を地方財政計画の歳出に適切に計上する等の必要な対応を行うこと。
3 社会経済の大きな変動や大規模災害などの不測の事態に対しては、引き続き機動的に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。